

汚染土壌浄化施設認定要綱について

第 1 条	目的	第 10 条	認定施設の公表
第 2 条	用語の定義	第 11 条	変更認定
第 3 条	事前協議	第 12 条	変更届出
第 4 条	住民説明会	第 13 条	譲受け等認定手続
第 5 条	認定申請	第 14 条	合併等認定手続
第 6 条	認定基準	第 15 条	改善の指示
第 7 条	欠格事項	第 16 条	認定の取消
第 8 条	認定	第 17 条	報告
第 9 条	更新	第 18 条	立入調査等

(目的)

第1条 この要綱は、搬出する汚染土壌の処分方法（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 20 号。）第 2 号に規定する汚染土壌浄化施設の認定の手続き等について必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び汚染土壌の適正な処理の推進を図ることを目的とする。

汚染土壌浄化施設の認定に際しての手続きを定めるとともに、施設設置後における更新制度、報告の義務、立入調査等を規定することにより、生活環境の保全及び汚染土壌の適正な処理を図ることを目的としている。

本要綱は環境省告示第 2 号に規定する施設、つまり指定区域からの汚染土壌を受け入れ、熱処理、洗浄または化学分解により浄化を行う施設を対象としたものであり、下記のような施設は対象としていない。

- ・指定区域内に設置され、当該指定区域の汚染土壌の浄化を目的とする施設
- ・汚染土壌の浄化を熱処理、洗浄または化学分解以外の方法で行う施設（例：不溶化処理）
- ・告示第 3 号（汚染土壌をセメント等の原料として利用する施設）に該当する施設
- ・特定有害物質以外の物質（油分、ダイオキシン等）を浄化することを目的とする施設

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 汚染土壌 土壌汚染対策法施行規則第18条第 1 項又は第 2 項に定める基準（以下「指定基準」という。）に適合しない土壌をいう。

(2) 浄化 汚染土壌を熱処理、洗浄又は化学分解により、指定基準に適合する土壌にすることをいう。

(3) 認定施設 この要綱に基づき認定を受けた汚染土壌の浄化施設をいう。

(4) 認定事業者 認定施設を設置する事業者をいう。

本要綱で使用する用語の定義は、土壌汚染対策法の用語の例にならうこととしているが、同法で定義されていない用語のうち重要なものについて定義したものである。

(事前協議)

第3条 汚染土壌浄化施設の認定を受けようとする者は、申請書の作成等に資するため、次に掲げる事項について知事と事前協議するものとする。

- (1) 事業計画の概要
- (2) 汚染土壌浄化施設に係る設置計画の概要
- (3) 汚染土壌浄化施設に係る維持管理計画及び公害防止計画の概要
- (4) 環境影響調査計画の概要
- (5) 認定基準への対応方針

認定する汚染土壌浄化施設が、浄化方式、施設の規模等様々であり、また、立地場所により生活環境影響調査の内容にも差異があり、認定申請に必要な書類の内容は、浄化施設ごとに大きく異なることから、認定手続きをスムーズに行うため、認定申請事業者に事前協議を行うことを義務付けたものである。

(住民説明会)

第4条 汚染土壌浄化施設の認定を受けようとする者は、近隣関係者に環境の保全に関する事項を周知するための説明会を開催するとともに、その環境の保全上の意見を聴取し、設置計画及び維持管理計画に反映するものとする。

2 認定を受けようとする者は、申請に際して、説明会の開催結果報告書を知事に提出しなければならない。

3 第1項及び第2項の規定は、環境影響調査を実施しないものについては適用しない。

認定要件に、「周辺地域の環境の保全について適切な配慮がなされたものであること」が定められていることから、認定の申請に際し「環境影響調査結果」の提出を求めるとしてしている。しかしながら、廃棄物処理法アセスのような「告示・縦覧」、「関係住民からの意見書の提出」といった手続きまで求めることは厳しすぎると考えられる。

一方、土壌汚染対策法で定めている特定有害物質は、廃棄物において定める有害物質と同じであり、廃棄物処理施設における地域紛争から見ても、汚染土壌浄化施設を設置する場合の環境リスクについての周辺住民の不安感や事業者に対する不信感を少なくする必要があると考えられる。

施設の設置者は、計画段階で住民の意見を聴取し、その施設が周辺地域の環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で認定申請を行うべきと考えられる。

これらのことを勘案して、近隣関係者に対する周知と意向把握の仕組みとして、「環境の保全に関する事項についての説明会の開催」を求めることが適切と考えたものである。この説明会は、周辺地域の環境の保全について適切な配慮がなされた施設であることを近隣関係者に理解してもらう場であり、また、近隣関係者の意見を聴取する場として設定するものであり、聴取した意見については設置計画及び維持管理計画に反映させるべきものである。

(認定申請)

第5条 汚染土壌浄化施設の認定を受けようとする者は、前条に掲げる事前協議完了後に次に掲げる事項を記載した汚染土壌浄化施設認定申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 汚染土壌浄化施設を設置する事業場の名称及び所在地
- (3) 汚染土壌浄化施設に係る基本的事項
- (4) 汚染土壌浄化施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (5) 汚染土壌浄化施設の維持管理及び公害防止に関する計画
- (6) 環境影響調査結果（当該施設の設置に関して他法令等の環境影響評価の手続きを終了した場合には省略できる。また、他法令等の環境影響評価の手続きを終了した既存の施設について認定申請する場合は、当該施設の使用方法の変更等による環境への負荷が増大しないものについては省略することととし、環境への負荷が増大するものについては、増大する部分についての環境影響調査結果を提出するものとする。）
- (7) 社内規程に関する事項
- (8) 管理責任者に関する事項
- (9) 経理的基礎に関する事項
- (10) その他認定に必要な事項

認定の申請に際しては、汚染土壌浄化施設の浄化方法、浄化能力等の基本的事項をはじめ稼働後の施設の維持管理や公害防止に関する計画等、『汚染土壌浄化施設に係る構造・維持管理基準』を遵守していることを確認することができる項目の記載を求めている。(2)～(5)の具体的な内容については『要綱第1号様式』参照。

(6)「環境影響調査」の考え方については別添『環境影響調査の基本的考え方』参照。

社内規程そのものは添付資料として提出させることとしているが、(7)「社内規程に関する事項」には、社内規程が社内で十分機能するための工程管理に関する社内体制等について記載させる。

(8)管理責任者に関する事項には、工程管理を適正に行えるように置く管理責任者の氏名、経歴等について記載させる。また、経歴等を証する書類を添付資料として提出させる。

(9)「経理的基礎に関する事項」については、貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類等の提出を求め、当該施設を用いた事業の継続性等を判断することになる。また、新たに施設を設置して浄化を行う場合は、過去の貸借対照表がないことから、資本金の額、株主構成等を提出させることにより、経理的基礎の有無の判断を行うことになる。

(10)「その他認定に必要な事項」としては、申請者が欠格事項に該当しないことを示す書類、事業場の土地等の使用権限を有することを証する書類等の提出を求める。

(認定基準)

第6条 認定基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設設置計画や維持管理計画が、周辺地域の環境の保全について適切な配慮がなされたものであること。（別添1に定める汚染土壌浄化施設に係る構造及び維持管理の指針に適合していること。）

- (2) 汚染土壌の搬入、保管から浄化までの各段階における工程管理を適正に行うことについて、社内規程により定められていること。
- (3) 工程管理を適正に行えるよう、管理責任者を置いていること。
- (4) 汚染土壌の浄化を的確に行うに足る経理的基礎を有すること。

知事が認定する要件については、「指定区域から搬出する汚染土壌の取り扱いについて」(平成15年2月14日環水土第25号、環境省水環境部土壤環境課)において、(1)~(4)が定められている。

(1)「環境保全に適正に配慮された施設の設置計画及び維持管理に関しては、環境省土壤環境課の「汚染土壌浄化施設の構造及び維持管理の指針(平成16年6月4日)」で具体的内容が示されている。(5)の別添1はこの構造・維持管理指針を、知事の認定に際して円滑かつ適正に運用できるよう地域の実情に合わせて若干の変更を加えたものである。

(欠格事項)

第7条 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は認定を受けることはできない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへ
- (2) 本要綱に基づく認定が取り消され、取り消しの日から5年を経過しない者

欠格事項を規定すべき理由

本要綱は汚染土壌が確実に浄化されるかという観点から施設に対して認定を行うものであるが、実態的には汚染土壌浄化という業の認定的な性格を有する。また、全国の土壤浄化施設認定取得状況を考慮すると、設置者として想定されるのは廃棄物処理業者若しくは建設業者であり、両者の関係する廃棄物処理法及び建設業法において欠格要件が設定されている。

なお、業の認定的な性格を有するものの、業の認定ではないことを勘案して、認定要件としての規定ではなく、欠格事項として別項とすることが適切である。

欠格要件の内容

本要綱における欠格要件としては、業務の内容が廃棄物処理業に類似しているため、廃棄物処理法の業の許可の欠格要件に準拠することとしたものである。

廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまで

- イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

廃棄物処理法第7条第5項第4号イからトまで

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四条第五項第二号二において同じ。）であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）
- ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(認定)

第8条 知事は、第5条の申請があつた場合は、当該申請内容の審査を行い、第6条の認定基準に適合していると認めるときは、当該浄化施設を認定するものとし、申請者に認定書を交付する。

- 2 知事は、前項の審査にあたっては、必要に応じて専門家の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、第1項の認定を行う際に、本要綱施行上必要な限度において、条件を付することができる。
- 4 知事は、第1項の認定をしないときは、不認定通知書を当該申請者に通知する。

第2項は、生活環境保全に関する事項（周辺地域環境保全に対して適切な配慮がなされているか）や土壌浄化手法の妥当性に関する事項、施設の構造に関する事項、維持管理計画に関する事項等について、科学的に高度な判断が求められる場合に、専門家の意見を聴くことができるものとしたものである。

第3項で認定についての条件を付することができるとしているのは、本要綱は標準的な施設を想定して作成されているが、実際の浄化施設は浄化手法、規模、設置場所等に関して多様であることを踏まえ、要綱の施行上必要な限度において、申請者に対して追加的な措置を講じることを求めることができるようにしたものである。

(更新)

第9条 前条第1項の認定の有効期間は5年とし、その期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 認定事業者は更新を受けようとするときは、認定の有効期間の満了の日の30日前までに、知事に汚染土壌浄化施設認定更新申請書を提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請があった場合は、認定の有効期間の満了の日までに審査を行い、汚染土壌浄化施設が適切に維持管理されていたと認めるときは、当該申請者に認定書を交付するものとする。

4 前条第3項及び第4項の規定は第2項の更新に係る申請に準用する。

更新制度を採用すべきと考えられる理由

環境保全上の支障の防止の実効性を高めるためには、認定時における厳格な審査も重要であるが、施設稼働後の維持管理等が適切に実施される仕組みづくりが必要と考えられる。更新制度は、その仕組みとなるものであり、また、認定事業者が浄化施設をより適切に維持管理する動機付けになる。

認定事業者にとって更新制度が大きな負担とならないように、更新時の申請にあたっては日常的確に施設を運営していれば、容易に提出できるものを申請書類とすることが適当と考えられる。そのため、申請時に提出する書類としては、土壌浄化実績、測定結果、品質管理結果等作成・保管を求めているものとする。

知事は、「過去5年間の汚染土壌浄化施設の維持管理状況」に基づき、適切に管理されていたと判断できるものについて更新を認めることとする。

更新年数を5年としたのは、廃棄物処理法の産業廃棄物処理業・収集運搬業の許可の更新が5年となっていること、また、施設の劣化による補修内容等を考慮したものである。

(認定施設の公表)

第10条 知事は、第8条第1項により土壌浄化施設を認定したときは、当該認定施設及び認定事業者に係る次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 認定事業者の名称及び所在地
- (2) 浄化できる特定有害物質の名称
- (3) 認定施設の能力
- (4) 認定日及び認定番号

環境省課長通達では認定にあたっての留意事項として「都道府県知事は、管轄下において前記要件に該当する施設を認定することとなるが、当該施設は、受け入れ可能な量の範囲内において、当該管轄下で発生した汚染土壌のみならず、何人にとっても当該処分方法の一つとなり得るものとして認定すること」とされており、認定の状況については広く知らせるべ

きものである。また、認定事業者が自覚を持って維持管理等に取り組むように、施設名等を公表することが適切と考えられる。

公表すべき内容としては指定区域からの汚染土壌の受け入れ先を探す者にとって概ねその内容が分かるものとして(1)から(4)に掲げる内容が適切と考えられる。

(変更認定)

第11条 認定事業者は、当該認定に係る次の事項を変更しようとするときは、汚染土壌浄化施設変更認定申請書を知事に提出しなければならない。ただし、当該変更が次条に掲げる軽微な変更であるときは、この限りでない。

(1) 汚染土壌浄化施設に係る基本的事項(浄化の方法の変更を除く。)

(2) 汚染土壌浄化施設の位置、構造等の設置に関する計画

(3) 汚染土壌浄化施設の維持管理及び公害防止に関する計画

2 前項の申請書を提出した認定事業者は、知事が認定するまで、その申請に係る変更を実施してはならない。

3 第3条、第4条、第8条各項及び前条の規定は第1項の変更認定に係る申請に準用する。

変更を全て届出とすることは、汚染土壌の安全・確実な処理の確保や地域環境の影響への配慮を担保できないため、重要事項の変更について「変更認定」を規定したものである。軽微な変更については次条の規定による届出としている。

変更認定の対象

- ・「汚染土壌浄化施設に係る基本的事項」のうち、浄化の方法の変更については、新たな認定施設として申請とすることが妥当であり、それ以外の下記事項を変更認定の対象として扱うこととする。

浄化する特定有害物質の種類

浄化能力

浄化残渣の処分方法

施設の稼働日数及び稼働時間

- ・「汚染土壌浄化施設の位置、構造等の設置に関する計画」のうち、施設の位置の変更については、同敷地内の移設であったとしても、新たな認定施設として申請とすることが妥当であり、下記の事項を変更認定の対象として扱うことが適切と考えられる。

構造及び設備

- ・「汚染土壌浄化施設の維持管理及び公害防止に関する計画」については、全ての事項を変更認定の対象とすることが適切と考えられる。

大気汚染の防止措置

水質汚濁の防止措置

騒音・振動に係る措置

飛散流失防止措置

地下浸透防止措置

搬出入車両による公害防止措置

(変更届出)

第12条 認定事業者は、当該施設について次に掲げる軽微な変更をしようとするときは、認定施設変更届出書を知事に届け出なければならない。

(1) 汚染土壌浄化施設に係る基本的事項のうち浄化能力に係る変更であって、周辺環境への影響が少ない軽微な変更

(2) 汚染土壌浄化施設の位置、構造等の設置に関する計画における構造及び施設の変更であって、認定申請時の排ガスの性状その他の生活環境への負荷に関する数値を増大させない軽微な変更

- 2 知事は、前項の届出があった場合において、その届出に係る内容が前項の軽微な変更該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、計画の変更を指示することができるものとする。
- 3 第1項の規定による届出をしたものは、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、その届出に係る変更を実施してはならない。

以下の軽微な変更については、前条の「変更認定」ではなく「変更届出」とする。

- ・ 氏名、名称、住所、代表者名、事業場の名称の変更
- ・ 社内規程のうち施設の維持管理に影響を及ぼさない事項（本社の移転等）の変更
- ・ 経理的基礎に関する事項のうち経理的基礎そのものに影響を及ぼさない事項（役員の変更等）の変更

廃棄物処理法で許可を受けた廃棄物処理施設の変更においては、周辺環境への影響が少ない軽微な変更については変更許可ではなく届出の対象としている。認定施設においても、同様に次の変更について、届出とすることが適切と考えられる。

- ・ 認定申請に記載した浄化能力に係る変更であって、当該変更によって当該浄化能力が10%以上の変更に至らない軽微な変更。（本条第1号該当）
- ・ 当該施設の構造及び施設の変更であって、認定申請時の排ガスの性状その他の生活環境への負荷に関する数値を増大させない軽微な変更。（本条第2号該当）

(譲受け等認定手続)

第13条 認定事業者から当該認定施設を譲受け又は借受け（以下「譲受け等」という。）

しようとする者は、譲受け等認定申請書を知事に提出し、認定を受けなければならない。

2 第8条各項及び第10条の規定は、前項の譲受け等に係る申請に準用する。

3 第1項の認定を受けて汚染土壌浄化施設を譲受け等した者は、当該認定事業者の地位を承継する。

認定施設を譲受け等する場合は、譲受け等する者は、認定施設を譲受け等するものの、維持管理に係る組織等は従前の事業者のものと同様と別物となる。このため、譲り受け等する者には、新たに管理責任者を置き、社内規程等を整備することが求められることになる。これらの規程等により施設を適切に維持管理できるかどうかについて、改めて審査が必要であることから、届出でなく認定という手続きをとることとしたものである。また、認定の審査に際しては、譲り受け等する者の経理的基礎についても改めて確認する必要がある。

(合併等認定手続)

第14条 認定事業者である法人の合併（認定事業者である法人と認定事業者でない法人が合併する場合において、認定事業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割（当該認定に係る認定施設を承継させる場合に限る。以下「合併等」という。）をしようとする者は、合併等認定申請書を、知事に提出しなければならない。

2 第8条各項、第10条及び前条第3項の規定は、前項の合併等に係る申請に準用する。

考え方としては、譲受け・借受け認定とほぼ同じである。

合併については、認定施設を有する法人が存続する場合は本条文の対象から除外している。また、分割については、認定施設を承継する場合に限って本条文を適用することとしている。

認定施設を有する個人から相続した場合も本条文を準用することとする。特に条文に明記しなかったのは、対象となるケースがほとんど考えられない中、条文を複雑にすることにより、要綱自体が煩雑になることを避けたものである。

(改善の指示)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定事業者に対し、期限を定めて必要な改善を指示することができる。

- (1) 第6条に規定する認定基準に適合しないと認めるとき。
- (2) 第8条第3項の認定に付した条件に違反していると認めるとき。
- (3) 申請書に記載した事項が遵守されていないと認めるとき。
- (4) 認定事業者がこの要綱で定める申請、届出又は報告等の行為を怠ったとき。

次条で認定の取消を規定しているが、取消処分までには至らないケース、事業者が必要な申請、届出、報告等を怠ったときなどに、本条文により改善指示を行うことになる。

第2号の『第8条第3項の認定に付した条件』とは「地域の特性を踏まえて、認定基準に加えて当該案件に限り確保しなければならない事項」として、認定に際して付した条件である。

(認定の取消)

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業者が前条に規定する指示に従わなかったとき。
 - (2) 認定事業者が第7条各号で掲げる事項に該当するに至ったとき。
 - (3) 詐欺その他の不正な手段により、認定を受けたとき。
- 2 第10条の規定は前項の認定の取消に準用する。

認定の取消のケースとして、第1号から第3号を規定したものである。第2号及び第3号については、その内容等から前条の改善指導の段階を経ることなく、直接認定を取り消すことができる事項として規定した。

(報告)

第17条 認定事業者は、維持管理計画に定める測定調査の結果を定期的に知事に報告するものとする。

- 2 認定事業者は、毎年6月末日までに、前年度の汚染土壌の浄化実績を知事に報告するものとする。
- 3 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、認定事業者に対し施設の維持管理に関する事項等について報告を求めることができる。

認定施設が計画等に従って適切に維持管理されていることを確認するため、第1項、第2項にあつては、認定事業者から主体的に報告がなされるようにすべきであることから、事業者が定期的に報告することとする規定を設けたものである。これらの定期的報告以外に、汚濁物質の排出等により周辺影響が懸念される等の事象が生じた場合などに随時確認できるように、必要に応じて報告を求めることができるとする第3項の規定を設けたものである。

第1項は、維持管理計画に基づき実施した排ガス、排水等の測定結果について定期的に報告を求めるものであり、報告頻度は測定の都度、四半期毎、半年毎程度が適切であると考えられる。第2項の土壌の浄化実績報告については、汚濁物質の排出等に間接的に影響する重要な事項であり、他法令の報告頻度を参考にすると、年1回の報告を求めることが適切と考えられる。

(立入検査等)

第18条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員に認定施設を設置する事業場又はその設置予定地に立ち入り、施設、帳簿書類その他必要な事項を調査させることができる。

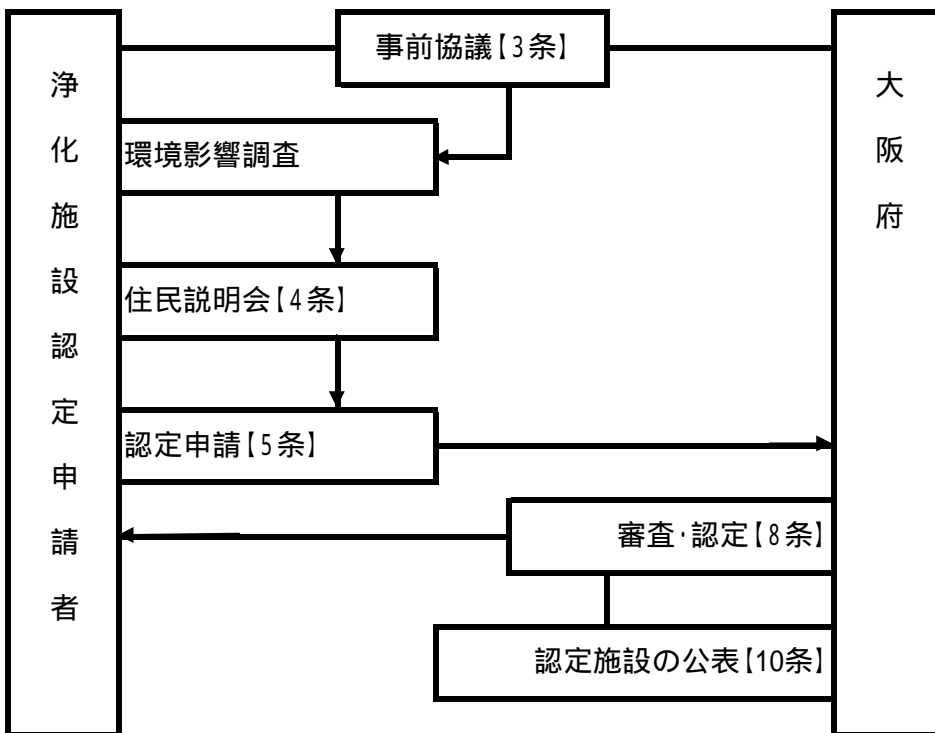
2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

施設稼働後の維持管理状況を適正に監視するためには、前項の報告と併せて、立入調査が重要であることから、本条文を設けたものである。

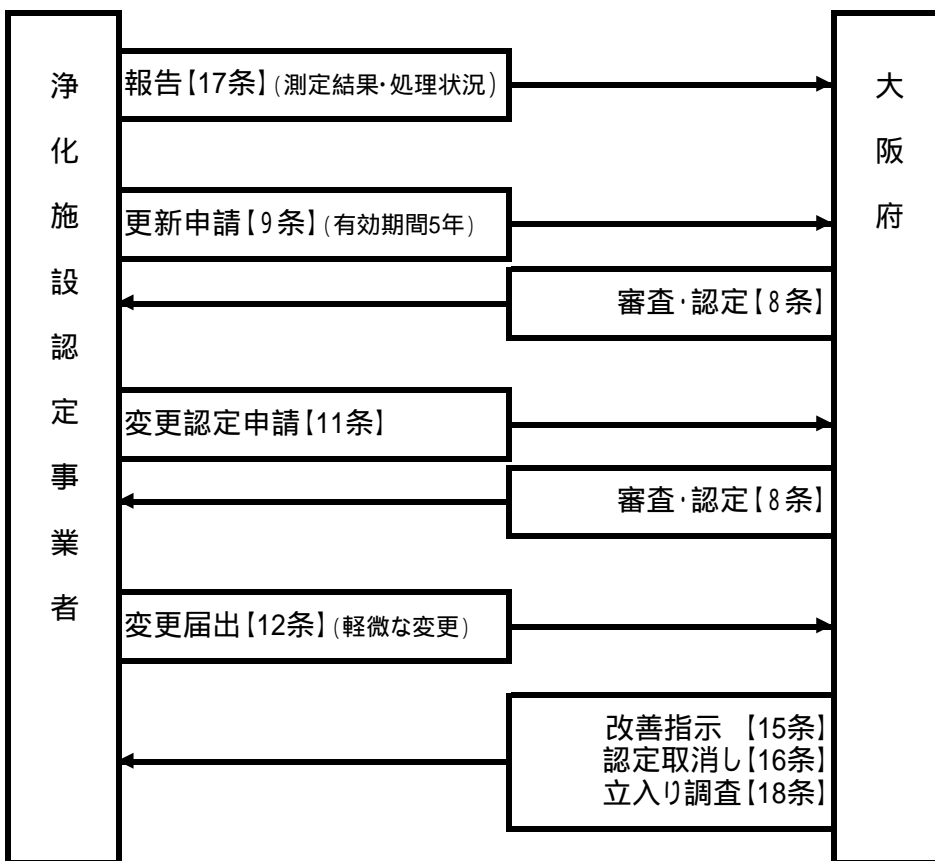
なお、立入検査については、維持管理状況の監視が主目的であるものの、認定に際して、施設の設置予定地の状況を確認する必要があることも想定されるため、「認定施設を設置する事業場」だけでなく「その設置予定地」にも立ち入ることができることとしている。

汚染土壌浄化施設認定要綱のフロー

認定までのフロー



維持管理のフロー



環境影響調査について

認定申請事業者は、環境影響調査を実施し、認定申請に際し調査結果を知事に提出する。知事は、その調査結果に基づき、周辺地域の環境の保全に支障がないか、環境の保全に適正な配慮がなされているかについて審査する。

新設の施設で他の法令等により環境影響調査の実施が義務付けられているものについては、本規定は適用しない。また、設置時に環境影響調査を実施した既存の施設を浄化施設として認定申請する場合は、施設の使用方法の変更等による環境への負荷*が増大しないものについては本要綱に基づく環境影響調査が既に実施されたものとみなすこととし、環境への負荷が増大するものについては、増大する部分についての環境影響調査を実施するものとする。

* 環境への負荷：環境基本法では「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるもの」と定義されている。

(1) 環境影響調査の基本的考え方

- ・ 土壌浄化施設は廃棄物処理施設(汚泥脱水、焼却等)と類似することから、環境影響調査の調査項目、予測手法については、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月環境省廃棄物・リサイクル対策部）に準じる。
- ・ 施設認定の手続きの前段階において事前協議を行うこととし、その中で認定申請事業者が提示する環境影響調査計画の調査項目、予測方法等について、知事が確認したうえで、調査を実施する。
- ・ 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に記載の通り、現状把握については既存文献・資料によることを第一とし、予測のために不足する内容がある場合に現地調査で補足する。

(2) 調査事項

調査対象：施設の運転、搬出入及び保管に伴う環境影響とし、工事中の影響は含まない。

調査項目：大気環境(大気質、騒音、振動、悪臭)、水環境(水質、地下水)

表 - 1 環境影響要因と環境影響調査項目

調査事項	要因 調査項目	施設		施設排水 の排出	施設から の悪臭の 漏洩	土壌運搬 車両の走 行
		煙突排ガ スの排出	施設の稼 動			
大気 汚染	二酸化窒素 (NO ₂)					
	浮遊粒子状物質 (SPM)					
	ダイオキシン類					
	その他必要な項目*					
水質 汚濁**	生物化学的酸素要求量 (BOD) 又は化学的酸素要求量 (COD)					
	浮遊物質 (SS)					
	ダイオキシン類					
	その他必要な項目*					
騒音	騒音レベル					
振動	振動レベル					
悪臭	特定悪臭物質濃度、 臭気指数 (臭気強度) 又は臭気濃度					

注) 1* : その他必要な項目は、土壌汚染対策法に規定する特定有害物質のうち、影響が予測される項目。

2 : 施設には、汚染土壌浄化施設の他に保管施設等事業場内に設置される施設を含む。

3** : 汚染土壌と雨水等が接触する場合は、施設排水は雨水等を含む。

(3) 環境影響調査のフロー

